

昭和九年十月十五日
野村大使宛訓電

S 1.1.3.1-1

689

178

REEL No. A-0292

0129

アジア歴史資料センター

九月十三日
「グルー」大使
ニ回答

往電五五七號ニ關シ

豐田大臣發在米野村大使宛電報第

號（九月十五日發電）

一、九月四日在米帝國大使ノ試案ハ同大使一個ノ見解ニヨリテナサレタルモノニシテ且同大使ノ報告ニヨレハ其後撤回セラレタル電ニ付本問モ自然回答ヲ必要トセサルモノト解ス

二、日本國政府ハ南西太平洋及其他ノ地域ヲニ支那ニ於テ國際通商事項ニ關シ差別ヲ設クルノ意向ナシ但シ右ノ内支那ニ關シテハ往電第五六二號ノ考慮ヲ加フヘキハ當然ノコトトス

三、「公正ナル基礎」ノ意義ハ獨占的、排他的搾取のナラサル無差別ノ經濟活動ニシテ然カモ在電第五六二號ノ自然的制約ヲ伴フモノナルカ故必スシモ日本ノミカ判定者タラサルモノトス

外務省

（日本標準規格B5）

S 1.1.3.1-1

690

179

四、前段前記一ニヨル

後段、本項ニ關シテハ九月四日外務大臣ノ在京米大使ニ對スル申入レニヨリ明カナルト共ニ「合衆國政府ハ何等カノ提言ヲナスニ先立チ更ニ同問題ヲ檢討ス」ト云ヘルニ付右檢討ヲ待ツコトトス尤モ日本ノナセル現在以上ノ「クラリアイケーション」ハ兩首腦者會談ニ關ルヲ妥當トスヘシ（了）

外務省

（日本標準規格B5）

S 1.1.3.1-1

691

180

九月十三日
「アル」大使
ニ説明

豐田大臣發在米野村大使宛電報第 號（九月十三日發電）
貴電第八〇四號ニ關シ

（A）從來交渉ノ基礎タリシ了解案ハ依然交渉ノ基礎タリ但シ同案ノ
收放振リニ關シテハ屢次ノ電報殊ニ往電第 號ノ通り
非公式會談ニ於テ一應同意ニ達セル點トハ本了解案ノ前文、國
關係及國家ノ本質ニ關スル觀念竝ニ米ニ依ル日支間ノ「橋渡シ」
等ヲ指ス

追テ米側ニテハ我方ハ米ノ Good offices ヲ欲セスト誤解セルカ如
キモ我方トシテハ未タ之ヲ拒否セルコトナク從來通り之ヲ希望シ
居ル次第ナリ

（B）「故ナク」トハ同項ノ後半ノミニ係リ前半ニハ係ラス

外務省

（日本標準規格B5）
S 1.1.3.1-1

692

181

（D）日支兩國ノ安全ノ脅威トナルヘキ共產主義的及其ノ他ノ秩序攪
亂運動防止並ニ治安維持ノ爲日支協力シ共同防衛ニ當ル右協同
防衛ノ實行ハ日支間ノ取極メニ從ヒ所要期間一定地域ニ駐兵ス
ルコトヲ含ムモノナリ。

支那事變遂行ノ爲支那ニ派遣セラレタル軍隊ハ支那事變解決ニ
伴ヒ之ヲ撤退ス

（E）本項ヲ設ケル所以ノモノハ米側ニ於テ我方カ支那ニ於ケル權益
ヲ蹂躪スルヤノ懸念ヲ有シ居ルカ如キニ付右懸念ヲ除去スル爲
公正ナル經濟活動ヲ阻止スルノ意ナシトセル意味合ヒナリ
惟フニ帝國ハ支那ニ於テモ南西太平洋地域ニ於ケルト同様ニ通
商ニ關シ無差別原則ノ行ハルルコトヲ否定スルニ非サルハ勿論

外務省

（日本標準規格B5）
S 1.1.3.1-1

693

182

米ノ在支權益ヲ尊重スルモノナルモ日支兩國ノ隣接的位置ニ鑑
ミ經濟上自然的ニ生スル特殊緊密ナル關係ハ他ノ諸國ノ隣接關
係ト同様ニシテ支那ニ於テモ此事實力認メラルコトハ當然ナ
リト思考ス從テ此ノ範圍内ニ於ケル日支間ノ緊密特殊ナル經濟
協力ハ所謂獨占的又ハ優先的權益ヲ設定スルモノニ非サルノミ
ナラス如斯ハ人類生活ノ自然的現象^象ニシテ此ノ自然法則ニ從フ
コトコソ世界經濟繁榮ノ要因ニシテ且又世界平和確保ノ捷徑ナ
リト確信ス

(F) 支那ニ關シテハ前記ノ通り別個ニ包括セラレヌ居ルヲ以テ太平
洋ノ他ノ地域中米ノ最も關心ヲ有スルハ南西太平洋地域タルニ
鑑ミ之ヲ明確ニシタルナリ

外
務
省

(日本標準規格B5)

S 1.1.3.1-1

694

183